中野洋昌後援会

［略］

1　収入総額	12,890,754
前年繰越額	2,990,279
［略］	
2　支出総額	6,907,138
［3　略］	
4　支出の内訳	
経常経費	410,663
［略］	
事務所費	367,944
政治活動費	6,496,475
組織活動費	597,888
［略］	
［5　略］	

日本歯科医師連盟

報告年月日　28. 3. 31

1　収入総額	2,410,220,757
前年繰越額	1,415,672,800
［略］	
［2～6　略］	

ゆたかな明日を築く会

［略］

1　収入総額	136,223,063
［略］	
本年収入額	26,501,002
［2　略］	
3　本年収入の内訳	
個人の党費・会費	26,470,000
（11,022人）	
その他の収入	31,002
一件十万円未満のもの	31,002
［4　略］	

中野洋昌後援会

［同左］

1　収入総額	12,820,322
前年繰越額	2,919,847
［同左］	
2　支出総額	7,267,462
［3　同左］	
4　支出の内訳	
経常経費	410,987
［同左］	
事務所費	368,268
政治活動費	6,856,475
組織活動費	957,888
［同左］	
［5　同左］	

日本歯科医師連盟

報告年月日　28. 3. 31

（遡及して調査する必要性を認めたため、収入の一部が記載できない旨、報告があった。）

1　収入総額	不明
前年繰越額	不明
［同左］	
［2～6　同左］	

ゆたかな明日を築く会

［同左］

1　収入総額	136,192,061
［同左］	
本年収入額	26,470,000
［2　同左］	
3　本年収入の内訳	
個人の党費・会費	26,453,218
（11,022人）	
その他の収入	16,782
一件十万円未満のもの	16,782
［4　同左］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○国税庁告示第十号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百六十二条第六項の規定に基づき、同条第一項に規定する国税庁長官の定める方法を次のように定め、平成三十年分の所得税から適用する。

平成二十九年六月三十日

国税庁長官　迫田　英典

所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する国税庁長官の定める方法は、国税庁長官が作成した同条第二項に規定する電磁的記録で、同条第一項に規定する居住者から送信を受けた同条第二項に規定する電子証明書等（当該電子証明書等を作成する者が、当該居住者の承諾を得て当該居住者に送信したものに限る。）に記録された情報の内容が記録されたもの（当該情報の内容を記録した二次元コードが付されているものに限る。）を、当該居住者が出力することにより書面を作成する方法とする。

○国税庁告示第十一号

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条第三項の規定に基づき、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件（平成二十七年国税庁告示第八号）の一部を次のように改正し、平成三十年一月一日以後に国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令別表に掲げる法令の規定に基づき税務署長等（同令第三条に規定する税務署長等をいう。）に対して行われる申請等について適用する。

平成二十九年六月三十日

国税庁長官　迫田　英典

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄の二重傍線を付した部分を追加する。

改正後	改正前
二　法第九十五条第十項に規定する外国所得税を課されたことを証する書類並びに所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号。以下「規則」という。）第四十一条第一項各号に掲げる書類及び規則第四十二条第一項に規定する規則第四十一条第一項各号に掲げる書類に相当する書類	二　法第九十五条第十一項に規定する外国所得税を課されたことを証する書類並びに所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号。以下「規則」という。）第四十一条各号に掲げる書類及び規則第四十二条第一項に規定する規則第四十一条各号に掲げる書類に相当する書類
三　政令第二百六十二条第一項第一号から第五号までに掲げる書類（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第百二十四号。以下「改正令」という。）附則第十四条第三項の規定により読み替えられた政令第二百六十二条第一項第五号に掲げる書類を含む。）、政令第二百六十二条第一項第四号から第六号までに掲げる電磁的記録印刷書面（改正令附則第十四条第三項の規定により読み替えられた政令第二百六十二条第一項第五号に掲げる電磁的記録印刷書面を含む。）、規則第四十七条の二第三項各号に定める書類（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十	三　政令第二百六十二条第一項第一号から第六号までに掲げる書類（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第百二十四号）附則第十四条第三項の規定により読み替えられた政令第二百六十二条第一項第六号に掲げる書類を含む。）並びに規則第四十七条の二第三項各号に定める書類（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号。第十二号において「震災規則」という。）第二条第一項の規定により読み替えられた規則第四十七条の二第三項第一号イに掲げる書類を含む。）及び規則第四十七条の二第四項各号に定める書類